

羽島市円空路ツアー推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県ゆかりの僧・円空及びその作品である円空仏に関する知識を深めるとともに、岐阜県内の豊かな自然、歴史及び文化の魅力に触れる県内周遊型広域観光ルート（以下「円空路」という。）の認知度拡大を目的として、予算の範囲内で円空路ツアー推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、羽島市補助金交付規則（昭和44年羽島市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げる者とする。ただし、他の地方公共団体等から円空路ツアーに関する補助金、助成金等を受給している者は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 市民団体等（羽島市内に住所を有する者で構成する団体（特定の政治活動又は宗教活動を目的とした団体を除く。）をいう。以下同じ。）
- (2) 旅行事業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）及び同法施行規則（昭和46年省令第61号）の規定による国内募集型企画旅行の取り扱いが可能な第一種又は第二種旅行業の登録を受けている者をいう。以下同じ。）

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業（以下「補助事業」という）は、前条に掲げる者が実施する円空仏の拝観施設を巡るバスツアー（旅行事業者においては、募集型企画旅行に限る。）で次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表の拝観施設のうち、羽島市内の2施設及び市外の1施設以上を巡るものであること。
- (2) 参加者（乗務員及び添乗員を除く。）の人数が補助対象者の区分に応じ、次に掲げる人数以上であること。ただし、旅行事業者においては、募集型企画旅行で定める最少催行人数等の理由により、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

ア 市民団体等 10人

イ 旅行事業者 20人

- (3) 往復とも貸切バスを利用するものであること。

- (4) ツアーの名称に円空路の名を冠するものであること。
- (5) 国、地方公共団体等が実施する視察、会議若しくは研修又は学校行事でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象者の区分に応じて次に掲げる額とする。

- (1) 市民団体等 参加者の人数に2,000円を乗じて得た額
- (2) 旅行事業者 バス1台につき、事業の行程の区分に応じて次に掲げる額
 - ア 日帰り 20,000円
 - イ 1泊以上 40,000円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業を実施する14日前までに羽島市円空路ツアー推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施行程表又は旅行商品企画書・パンフレット類（日時、行程、円空仏拝観施設、その他観光施設、宿泊施設、交通手段、価格等が確認できるもの。）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項第1号に掲げる書類が申請時に未作成である等の理由により提出ができない場合は、その見本を提出し、当該書類の作成後に速やかに市長に提出しなければならない。

3 補助金の交付申請は、補助対象者ごとに一の年度において1回とし、同一の事業に対して申請できるのは、市民団体等又は旅行事業者のいずれか一方のみとする。

(補助金の決定通知)

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定した場合はその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を羽島市円空路ツアー推進事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、交付しないことを決定した場合は理由を付して羽島市円空路ツアー推進事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第7条 申請者は、補助事業に変更が生ずる場合又は中止しようとする場合は、遅滞無く羽島市円空路ツアー推進事業変更承認申請書（別記第4号様式）を市長に

提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、不承認とするときは理由を付して羽島市円空路ツアー推進事業変更承認・不承認決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（拝観施設の利用証明）

第8条 申請者は、第6条の規定による補助金の交付決定を受け拝観施設に行ったときは、羽島市円空路ツアー推進事業拝観施設利用証明書（別記第6号様式）により、当該拝観施設に利用の証明を依頼するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、事業を実施した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで前条の拝観施設利用証明書及び羽島市円空路ツアー推進事業補助金実績報告書（別記第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施行程表
- (2) 参加者数の実績が確認できる資料
- (3) その他観光施設、宿泊施設、交通手段等の利用を証する書類（領収証等）
- (4) その他市長が必要と認める資料

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、羽島市円空路ツアー推進事業補助金確定通知書（別記第8号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 申請者は、前項の規定により補助金の額の通知を受けたときは、羽島市円空路ツアー推進事業補助金交付請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和2年2月10日から施行する。

別表（第3条関係）

拝観施設名称	所在地
中観音堂・羽島円空資料館	岐阜県羽島市上中町中526
長間薬師寺	岐阜県羽島市上中町長間893
飛騨千光寺 円空仏寺宝館	岐阜県高山市丹生川町下保1553
上宝ふるさと歴史館	岐阜県高山市上宝町本郷582-12
飛騨高山まちの博物館	岐阜県高山市上一之町75
関市洞戸円空記念館	岐阜県関市洞戸高賀1212
関市円空館	岐阜県関市池尻185
美並ふるさと館	岐阜県郡上市美並町高砂1252-2
下呂温泉合掌村 円空館	岐阜県下呂市森2369
温泉寺	岐阜県下呂市湯之島680

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）

羽島市長

申請者 所在地

団体・事業者名

代表者氏名

印

連絡先

羽島市円空路ツアー推進事業補助金交付申請書

羽島市円空路ツアー推進事業補助金の交付を受けたいので、羽島市円空路ツアー推進事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 交付申請額及び算出根拠

交付申請額		交付申請額	円
算出根拠	市民団体等	実施日 年 月 日 ~ 年 月 日 2,000円 × 参加人数 人 = 円 (乗務員・添乗員等を除く)	
	旅行事業者	旅行の名称 _____ 実施日 年 月 日 ~ 年 月 日 (旅程日数: 泊 日) 送客人数 (乗務員・添乗員等を除く) _____ 人 貸切車両 日帰り 20,000円 × 貸切バス 台 1泊以上 40,000円 × 貸切バス 台 計 円	

2 添付書類

- (1) 旅行の実施行程表又は旅行商品企画書・パンフレット類（日時、円空仏拝観施設、その他観光施設、宿泊施設、交通手段、価格等が確認できるもの）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

指令第 号
年 月 日

様

羽島市長

印

羽島市円空路ツアー推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、羽島市円空路ツアー推進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助金の交付決定額	円
補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えた場合は、その内容及び理由	
交付の条件	
備考	監査委員等が必要と認めたときは、地方自治法等の規定により、監査、調査等を行うことがあります。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

羽島市長

印

羽島市円空路ツアー推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次の理由により不交付とすることと決定したので、羽島市円空路ツアー推進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）
羽島市長

申請者 所在地
団体・事業者名
代表者氏名 印
連絡先

羽島市円空路ツアー推進事業変更承認申請書

補助事業の内容変更等の承認を受けたいので、羽島市円空路ツアー推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

交付決定年月日	年 月 日（指令第 号）
補助事業の変更等の内容	
変更等の理由	
変更等の年月日	年 月 日（予定）
備考	

（添付書類）

- (1) 変更事業実施計画書
- (2) 市長が必要と認める書類

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

羽島市長

印

羽島市円空路ツアー推進事業変更承認・不承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった補助事業については、次のとおり決定したので、羽島市円空路ツアー推進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

承認内容	1 事業内容の変更を承認する。 2 事業の中止を承認する。 3 事業の廃止を承認する。 4 申請を不承認とする。
特記事項 (不承認の理由等)	
交付決定年月日	年 月 日 (指令第 号)
交付決定金額の変更	有 円 (変更前) 無

第6号様式（第8条関係）

羽島市円空路ツアー推進事業拝観施設利用証明書

【申請者記入欄】

旅行の名称	
市民団体等又は 旅行事業者名	
利用日	年 月 日
利用人数	人 (旅行の参加者のみとし、乗務員・添乗員等を除いた人数)

以上のおり利用があったことを証明します。

【拝観施設記入欄】

拝観施設		年 月 日
	所在地 名称	
	代表者氏名	印

拝観施設ご担当者様

【申請者記入欄】に記入されている事項を確認のうえ、【拝観施設記入欄】に証明をお願いします。証明後は、この用紙を持参された方へお返してください。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

(あて先)
羽島市長

申請者 所在地
団体・事業者名
代表者氏名 印
連絡先

羽島市円空路ツアー推進事業補助金実績報告書

羽島市円空路ツアー推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告いたします。

記

1 実施内容

交付決定額	円
市民団体等	実施日 年 月 日 ~ 年 月 日 2,000円 × 参加人数 人 = 円 (乗務員・添乗員等を除く)
旅行事業者	旅行の名称 _____ 実施日 年 月 日 ~ 年 月 日 (旅程日数: 泊 日) 送客人数 (乗務員・添乗員等を除く) _____ 人 貸切車両 日帰り 20,000円 × 貸切バス _____ 台 1泊以上 40,000円 × 貸切バス _____ 台 計 _____ 円

添付書類

- (1) 事業の実施行程表
- (2) 参加者数の実績が確認できる資料
- (3) その他観光施設、宿泊施設、交通手段等の利用が確認できる資料（利用施設の領収証等）
- (4) その他市長が必要と認める資料

第8号様式（第10条関係）

指令第 号
年 月 日

様

羽島市長

印

羽島市円空路ツアー推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、羽島市円空路ツアー推進事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

交付確定金額	
補助年度	
交付決定年月日	年 月 日（指令第 号）
交付決定金額	

第9号様式（第11条関係）

年 月 日

(あて先)
羽島市長

申請者 所在地
団体・事業者名
代表者氏名 印
連絡先

羽島市円空路ツアー推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け指令第 号で額の確定のありました羽島市円空路
ツアー推進事業補助金について、羽島市円空路ツアー推進事業補助金交付要綱第1
1条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

なお、補助金については、次の口座に振り込むことを依頼します。

振込口座	金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所・代理店
	フリガナ		預金種別 当座 普通
	口座名義人		口座番号

※振込先は、申請者本人の口座に限ります。